

精神的な医療ニーズに着目した施設要件について

- 介護療養型老人保健施設の施設要件については、「一般病床等からの退院者の受け皿としての機能」と「入所者に一定の医療ニーズが高い」ことについて、
 - ① 算定日が属する月の前12月間における新規入所者のうち、「医療機関」から入所した者の割合と「家庭」から入所した者の割合の差が35%以上であることを標準とすること
 - ②-1【身体的医療ニーズ】算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち経管栄養又は喀痰吸引を実施している者の割合が15%以上であること
 - ②-2【精神的医療ニーズ】算定日が属する月の前3月間において、全入所者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合が一定以上であること
 とし、①及び②-1については、前回の本分科会（2月20日開催）でご了承いただくとともに、②-2については、その基本的な方向性についてご了承いただいたところ。
- ②-2については、前回は全体的な各施設の平均と分散を考慮して「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」におけるランクMに該当する者の割合を「25%以上」とすることを提案したが、これについて、各委員からのご意見を基に、さらに検討を行った。

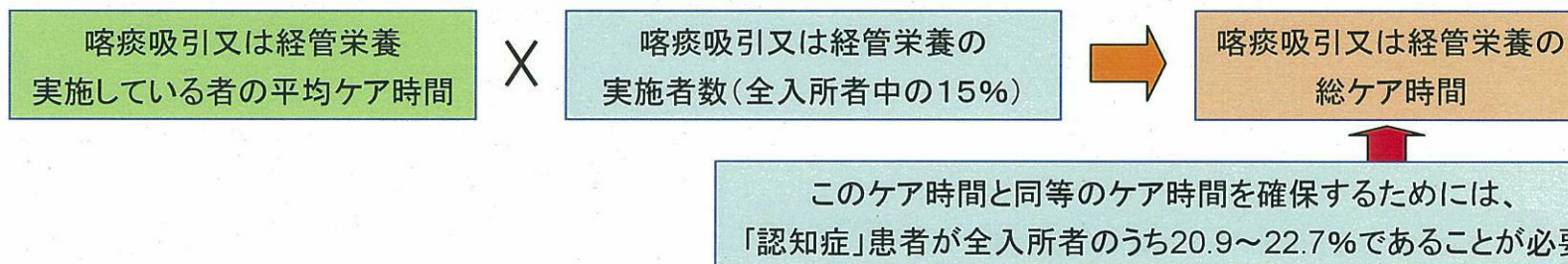
「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準におけるランクMに該当する者の割合」に着目した施設要件について

【身体的な医療ニーズと精神的な医療ニーズに係る看護職員によるケア時間の視点】

- 介護療養型老人保健施設において「入所者の15%以上が経管栄養又は喀痰吸引を実施」している場合の総ケア時間と同等のケア時間が必要な「認知症」の患者の割合は、「全入所者のうち20.9～22.7%以上」となった。

	看護職員のケア時間(患者1人当たり、1日当たり)		
	医療区分1	医療区分2	医療区分1+2の3割の場合の平均ケア時間
経管栄養	76.7分	92.0分	81.1分
喀痰吸引	78.5分	97.0分	88.1分
認知症	55.5分	74.3分	58.3分

※「認知症」については、「アルツハイマー病」と「アルツハイマー病以外の認知症」のケア時間から算出



(出典)平成18年度慢性期入院医療の包括評価に関する調査

結論

- 精神的な医療ニーズに着目した施設要件については、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準におけるランクMに該当する者の割合」については、20%以上としてはどうか。